平成２２年（フ）第２５６号
北海道帯広市大空町４丁目６番地３
債務者　中山　瑞恵（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
北海道帯広市西18条南１丁目26番地11
債務者　村井　好志
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
北海道帯広市西14条南41丁目２番16号
債務者　摺石かおる
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
静岡市清水区楠新田396番地の１
債務者　倉富　　忠
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５１８７号
東京都杉並区松ノ木１丁目６―31　第三松山荘
破産者　森村　長司
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２６９号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼857―10
破産者　三瓶　和世
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３２１号
埼玉県さいたま市北区日進町１丁目85―１―212
破産者　仲田　典史
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９６号
東京都渋谷区桜ヶ丘15番８号
破産者　株式会社ドロシー
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４９号
東京都東久留米市柳窪５丁目４番12号
破産者　有限会社マルワ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７５０号
東京都世田谷区世田谷２丁目28―17　チェリーロード02，５―A
破産者　掛川藤吉郎
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５４８号
埼玉県加須市諏訪１丁目14―３
破産者　青木　脩一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８６３号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目８番５号　竹嶋マンション63号
破産者　株式会社倉田建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７６１号
東京都足立区花畑５丁目18―57―405
破産者　齋藤　明治
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２２３号
東京都杉並区和田３丁目11―21
破産者　堀　　久
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７７５号
東京都足立区中央本町４丁目20―５―902
破産者　田口　信夫
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８６６号
東京都豊島区池袋３丁目51―４―102
破産者　西岡　正美（旧姓菊地）
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０４８号
埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目172―２―101、開始決定時の住所埼玉県さいたま市大宮区上小町1065　ウィスタリアC103
破産者　大澤　成幸
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０７９号
東京都目黒区目黒本町５丁目26―15　双葉ハイツ１―B
破産者　小川　　登
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１３７号
東京都渋谷区大山町24―18―101
破産者　田中　　渡
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１６１号
茨城県かすみがうら市稲吉東６丁目１―19―B―204、開始決定時の住所東京都品川区東品川１―39―２―509
破産者　氏家　　昇
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部